

「二十歳のつどい」への思い

二十歳のつどい実行委員のみなさんに、代表して二十歳のつどいへの思いをお聞きしました。



左から松岡俊輔さん、坂崎遥音さん、東雲鈴奈さん、水越美結さん、鈴木琉生さん

中学生の頃に想像していた二十歳はとても大人で、どれだけ近づけたかはわかりませんが、式典を通して、気持ちの面で大人になるきっかけになればと思います。中学生の頃、クラスの室長をしていた縁で実行委員をさせてもらうことになりましたが、「今しかできない」ことなので、二十歳のつどいを盛り上げるためにも実行委員として頑張ります。また、振り返った時に参加して良かったなと思ってもらいたいです。

私たちは、中学校を卒業してから新型コロナウイルス感染症の影響もあり、みんなで集まる機会やイベントの開催がありませんでした。SNSの普及で常にかつたつもりになっていますが、二十歳のつどいで実際に顔を合わせて、みんなと会えることをとても楽しみにしています。

参加されるみなさんへ 二十歳でみんなが集まれる機会は、一生に一度のことなので、みんなに参加してほしいです。「今しかできない」ことを一生の思い出にしましょう。



今年の抱負

今年3月に小学校を卒業し、中学校生活が始まる小学6年生を代表して、児童会役員のみなさんに抱負をお聞きしました。



川越南小学校 赤穂 奏太

僕は、中学校では文武両道をしつかりできるように、勉強も部活も一生懸命に頑張りたいと思います。また、残りの小学校生活ではみんなと仲良くたくさんさんの思い出をつりたいです。



川越南小学校 関戸 泰誠

小学校生活も残り約3カ月になってきました。僕は、残りの小学校生活をいままです以上に元気で楽しい小学校生活にしていきたいです。中学校生活では勉強と部活を両立させ文武両道に過ごして行きたいです。



川越南小学校 鳴海 有音

僕は、残り少ない小学校生活に悔いのない楽しい学校にしていきたいです。また、中学校では、勉強と部活動を共に頑張っていきたいです。



川越北小学校 寺本 明紗

私は今まで北小をよりよくするためにあいさつ運動や廊下を歩くことを全校に声かけをしてきました。今まで頑張ってきたことを中学校でも続けたいです。また、勉強もコツコツ頑張り、良い点を取りたいです。



川越北小学校 平井 姫乃

私は北小の児童会として、学校をどれだけよくしようかとたくさん考えてきました。あいさつの中には、特に力を入れていました。中学生になるまでも、しっかりと意識をして、最後まで頑張ります。



川越北小学校 渡邊 茉田

残りの小学校生活では、児童会や勉強クラスの仲間達と過ごす時間を悔いのないように一生懸命取り組みたいと思います。そして、笑顔であいさつあふれる川越北小になるよう児童役員として残りの3学期頑張ります。

提出期限 3月15日(金)

令和5年中の所得にかかる町県民税の申告

町内に住民登録のある方で、令和5年中に所得があり、所得税の確定申告の必要がない方は原則、町県民税の申告が必要です。この申告は国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなりますので、所得のなかった方でも必要に応じて申告してください。申告をしていただかないと、所得証明書等を発行できない場合があります。また、高額療養費の軽減や国民健康保険税の軽減が認められなくなります。確定申告が必要な方は、2月1日(木)～3月15日(金)の申告相談をご利用ください。町県民税申告の方も利用できます。ただし、資産や株式の譲渡所得がある場合や青色申告は受け付けできません。

町県民税申告・所得税の確定申告相談

申告相談には整理券またはオンライン受付が必要です

開設期間 2月1日(木)～3月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く ※最終日は午前の部のみ
受付時間 【午前の部】午前8時40分～11時30分
【午後の部】午後1時30分～4時30分 ※午前11時30分～午後1時30分は閉場
会場 役場2階 第203会議室
各日定員 38名 午前の部(整理券) 各日20名
午後の部(オンライン受付) 午後1時30分から30分ごとに3名、各日合計18名まで
※午後の部は、オンラインで予約された方のみとさせていただきます。

オンライン受付について

予約開始：1月15日(月)～ ※電話での予約は受け付けていません。
予約の締め切りは前々日(例：相談日2月7日の場合、予約は2月5日まで)
2名分(本人+家族1名分)申告される方については、申告者ごとに予約してください。
混雑状況によっては、受付時間が前後する場合があります。
問合せ先 税務課 TEL 366・7114



四日市税務署からのお知らせ

スマホやパソコンから「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書の作成・送信ができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
【問合せ先】 四日市税務署 TEL 352・3141
※自動音声により案内しています。相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

ご自宅で申告書作成が困難な方は、確定申告会場をご利用ください。来場の際はご自身のスマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

《確定申告会場》
日時 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
会場 ユマニテックプラザ(四日市市鶴の森1-4-28)3階
※申告会場が変更となっておりますのでご注意ください。
※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。

◎確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です
会場の混雑を避けるため、入場整理券を配付します。入場整理券は当日会場で配付するほか、LINEアプリを使って事前入手もできます。配付状況により後日の来場をお願いすることもあります。

税理士による無料税務相談 (入場には「入場整理券」が必要です)

「入場整理券」は当日会場で配付します。配付状況により、後日の来場をお願いすることがあります。
※オンラインでの事前発行はありません。
開設期間 2月1日(木)、2日(金)午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
※午前9時から入場整理券配付
会場 あさけプラザ
相談対象 ①前年分の所得金額(青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の方、給与所得者、年金受給者
②消費税課税事業者である場合には、基準期間(令和3年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方
※譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる方や相談内容が複雑な方は、税務署の確定申告会場をご利用ください。